

株式会社 連観光社 国内募集型企画旅行 旅行条件書

お申込みの際に必ずお読みください。

(本条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。)

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社連観光社(以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 「募集型企画旅行」とは、当社が、あらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、ならびに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程にしたがって運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けまします。
- 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ・本旅行条件書(以下「契約書面」という。)*ご出発前にお渡しする確定書面(最終確認書・旅行日程表)および当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という。)によります。

2. 旅行契約のお申し込み・ご予約

- 当社または当社の受託販売会社(以下「当社」という。)にご来店にてお申込みの場合、当社所定の申込書の提出と旅行代金(または申込金)のお支払いがあった時に旅行契約が成立するものとします。(旅行代金・申込金の詳細は後述します。)
- 当社らは電話・郵便・ファクシミリ・インターネットおよびその他の通信手段による旅行契約のお申し込みを受け付ける場合があります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社らご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内(インターネットでの予約の場合ホームページ内に記載した当社が定める期間内)に申込書の提出と旅行代金(または申込金)のお支払いがない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
- 申込金の額は下記の通りです。なお、申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

旅行代金(お1人様)	3万円未満	3万円～6万円未満	6万円～10万円未満
申込金(お1人様)	¥6,000	¥12,000	¥20,000

*申込金の金額は、特に表示がない場合は、旅行代金の20%とします。

- 当社らは、同一コースにて同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた時は、その方を契約責任者として旅行契約のお申し込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、契約責任者との間で行うことがあります。この場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は契約責任者が当該団体・グループに同行しない場合は、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選択した構成者を契約責任者とみなします。

3. お申し込み条件

- 20歳未満の方のみでご参加の場合は、親権者の同意書が必要です。
- ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、お客様の性別・年齢・資格・技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。
- 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。また団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合があります。
- 当社は旅行中にお客様が疾病・障害その他の事由により医師の診断または加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨および復帰の有無についても必ず添乗員その他旅程管理を行う者にご連絡いただきます。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

4. 契約書面及び確定書面(最終確認書・旅行日程表)の交付

- 当社らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行の日程・旅行サービスの内容・その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。
- 当社らは、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した確定書面(最終旅行日程表)を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付いたします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合があります。なお、お渡し方法は郵送・Eメール・その他の通信手段を含みます。
- 当社らは、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行の日程・旅行サービスの内容・その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終行程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合があります。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日(起算)でさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。満6歳未満の幼児の方は、宿泊・食事・入浴等について実費がかかる場合があります。(バスの座席の確保が必要な場合はこども代金が必要です。)
- 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光料金、消費税等諸税、国内線旅客施設使用料(空港により必要な場合)。
- 添乗員付コースの添乗員同行費用。(お客様の都合により、一部利用されない場合も 払い戻しはいたしません。)

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- コースに含まれない交通費・飲食代等の諸費用およびクリーニング代、電報・電話料等の個人的性質の諸費用、それに伴う税(消費税等諸税)・サービス料。
- ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金の小旅行)の代金等。
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

9. 追加代金と割引代金

以下に記載するものは旅行代金に追加もしくは割引する代金となります。(あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます。)

(1) 追加代金

- ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのため、または、宿泊ホテル指定の追加代金。
- 1人部屋追加代金。
- 延泊による延泊代金。
- 航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。
- その他パンフレット等で「○○○追加代金」と称するもの。

(2) 割引代金

- 「小人割引」「グループ割引」など、年齢・参加人数・その他条件による割引代金。
- 旅行開始日の「○○日前」のお申し込みによる「早割○○○円割引」という割引代金。
- その他「○○○割引」とし割引代金を表示したものを。

10. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を中止するか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

11. 旅行代金の変更

- 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- 本項(1)の定める適用運賃・料金の減額がなされる時は、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額いたします。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその減少差額だけ旅行代金を減額いたします。
- 第10項旅行契約内容の変更により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料・違約料その他すでに支払い、またはこれらを支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になった時は、契約書面に記載した範囲内で旅行代金の額を変更いたします。

12. お客様の交替

- お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。
- 本項(1)の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。

13. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前の解除

- お客様は第14項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除のお申し出は当社らの営業時間内にお受けいたします。
- お客様は第14項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。
 - 契約内容の重要な変更が行われたとき。
 - 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれがかつて大きいとき。
 - 当社らがお客様に対し、第4項契約書面と最終日程表のお渡し(2)に記載の最終日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 旅行開始後
 - お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスの提供にかかわる部分の契約を解除することができます。
 - 本項(2)イの場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分にかかわる金額をお客様に払い戻しいたします。ただし、当街自由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当街金額から、当該旅行サービスに対して取消料・違約料その他のすでに支払い、またはこれらを支払わなければならない費用にかかわる金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

14. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

	取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日まで (日帰りは11日目にあたる日まで)の解除	無料
	2) 20日目以降8日目にあたる日まで (日帰りは10日目以降～8日目にあたる日まで)の解除	旅行代金の20%
	3) 7日目以降2日目にあたる日まで (日帰りも同期間)の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 旅行開始日当日(出発前)の解除	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。
- (3) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいい、添乗員または当社係員が受付を行う場合はその受付完了時以降を、それ以外の場合は、乗客のみが入場できる空港構内における手荷物の検査等の完了時以降をいいます。

15. 当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前の解除

- ア) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する違約料をお支払いいただきます。
- イ) 当社は次にあがる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- a) お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- b) お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- d) お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e) お客様の人数が、契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行中止のご通知をいただきます。
- f) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しない時、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- g) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- h) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- i) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- j) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ウ) 当社は本項(1)のイ)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後

- ア) 当社は次にあがる場合において、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a) お客様が病氣、必要な介助者の不在、その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
- b) お客様が、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c) 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合により、旅行継続が不可能になったとき。
- d) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- e) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- f) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- イ) 当社が本項(2)のアの)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに消する当社の責務については、有効な弁済がなされたものといたします。
- ウ) 解除の効果および払い戻し
本項(2)のアの)に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払ひ、またはこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社が旅行代金のうち、お客様が未だその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひまたは支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻しいたします。
- エ) 本項(2)のアの) a)、c)により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

16. 旅行代金の払い戻し

当社にお客様に対し払い戻しすべき金額が生じたときは、次の通り払い戻しいたします。

- (1) 旅行開始前の旅行契約解除による払い戻しは、解除の翌日から起算して7日以内に払い戻しいたします。
- (2) 旅行開始後の旅行契約解除および旅行代金減額分の払い戻しは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- (3) クーポン類の引き渡し後の払い戻しについてはお引き渡ししたクーポン類が必要となります。クーポン類の提出がない場合には旅行代金の払い戻しができないことがあります。
- (4) 本項(1)(2)の規定は、第18項お客様の責任 または、第19項お客様の責任で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 添乗員

- (1) 添乗員が同行する旨を示したコースには、添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) 現地添乗員が同行する旨を表示したコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 添乗員が同行しない旅行においては、お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。
- (4) 添乗員が同行しない区間および現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする自由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。
- (5) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅程表お渡し時にお知らせいたします。

18. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度として賠償いたします。
- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
- a. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- b. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- c. 官公署の命令、外国の出入国制限、伝染病により隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- d. 自由行動中の事故
- e. 食中毒
- f. 盗難
- g. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞滞在時間の短縮

19. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社募集型企画旅行約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

20. オプションツアー

- (1) 当社が企画・実施し、パンフレット等に記載する小旅行(以下「当社企画・実施のオプションツアー」といいます。)に対する第21項の特別補償の適用については、当社は主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (2) オプションツアーの主催者が当社以外の現地旅行会社等である旨を明示している場合で、お客様が別料金をお支払いいただき任意に参加を希望されるときは、現地旅行会社等が別途定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (3) 当社は、現地旅行会社等が主催するオプションツアー参加中にお客様に発生した損害等に対しては責任を負いません。また、当社の旅程保証の対象とはなりません。
- (4) 当社は、募集広告、パンフレット、ホームページ等(モーターハンングライダー等)、山岳登山(ピッケル等)登山用具を使用するもの、ゴーカート、スノーモービル等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

21. 特別補償

- (1) 当社は第18項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社募集型企画旅行約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきまはる補償金及び見舞金をお支払いします。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、リュージュ、ボブスレー、ハンングライダー・搭乗、ジャイロプレーン・搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー等)、山岳登山(ピッケル等)登山用具を使用するもの、ゴーカート、スノーモービル等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。
- (3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払義務と第18項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において報奨金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

22. 旅程保証

- (1) 当社は、表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の1～3で規定する変更を除きます。)、旅行代金に表A右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、変更補償金としてではなく、損害補償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不遇、休業等、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
- ② 第12項から第15項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 表A左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ④ 募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社が一つの募集型企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの募集型企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払に替え、これと相応の経済的利益の提供をもって補償を行うことがあります。
- (4) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還するべきこととなる変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(表A)

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した(本邦内の)旅行開始地たる空港(出発空港)又は旅行終了地たる空港(帰着空港)の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に一件とします。

注2: ④又は⑦に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3: ⑧に掲げる変更については、①～⑦の料率を適用せず、⑧の料率を適用します。

23.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」という)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」こと(以下「通信契約」という)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件と次の点で異なります。(受託旅行者により当該取り扱いができない場合があります。また取り扱いできるカードの種類に制約がある場合があります。)
- (2) 通信契約のお申し込みの際に、会員のお客様は「カード名」、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- (3) 通信契約は、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立します。ただし、当該契約の申し込みを承諾する旨の通知を電子メール、ファクシミリ、留守番電話等の電子承諾通知による方法で通知する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立します。
- (4) 通信契約での「カード利用日」とは、お客様および当社が契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。
- (5) 通信契約を締結した場合で、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等にかかわる債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったときは、当社は通信契約を解除し、第16項の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- (6) 当社は通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは提携会社のカード会員規約に従ってお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。この場合、当社は旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻しすべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日といたします。

24.旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、各パンフレットまたはホームページ等に明示した日付となります。

25.個人情報のお取り扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保存する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等に添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸経費、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) その他の事項については別途お渡しする旅行書面など当社募集型企画旅行約款によります。

27.国内旅行保険加入のおすすめ

安心してご旅行いただくため、お客様ご自身で保険をかけられるようおすすめいたします。

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりますのでご覧ください。(ホームページでもご覧いただけます。)

旅行企画・実施

愛媛県知事登録旅行業第2-144号

(社)全国旅行業協会正会員

株式会社 連観光社

〒790-0022愛媛県松山市永代町11-1

TEL(089)932-3373

e-mail:info@sazanami-tabii.com

[営業時間] 平日: 9:30～18:30

定休日: 土曜日/日曜日/祝祭日/夏季・年末年始